

熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム設置要綱

平成 29 年 6 月 29 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本フォーラムは、熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

第 2 章 目的及び活動

(目的)

第 2 条 フォーラムは、有明海・八代海等の美しい自然環境に囲まれ、災害に強く、元気で生き生きとした沿岸地域づくりに向け、行政、大学・研究機関、水産関係、企業、レジャー、NPO/NGO 等の有明海・八代海等再生に意欲をもつ多様な関係者が有するあらゆる英知を結集し、連携や協働を行うこと、また、それらの活動を通して生み出される有明海・八代海等再生への多様な意見を尊重しつつ、提案としてとりまとめるとともに、再生策の実施に取り組むことを目的とする。

(活動)

第 3 条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 有明海・八代海等再生に係る課題や科学的知見、再生のための取組、情報等を共有し、改善方策を検討するとともに、改善方策の実施に取り組む。
- (2) 有明海・八代海等の魅力を発掘・創出・発信する取組に参画・協働する。
- (3) (1) 及び (2) を目的とした多様な主体の交流の場を提供し、ネットワークを構築する。
- (4) 有明海・八代海等再生に向けて検討又は実施すべき事項等について、多様な関係者の総意を踏まえ、再生策をとりまとめるとともに、関係省庁・関係自治体に対して提案する。
- (5) 総会を開催する。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項を実施する。

第 3 章 会員

(会員の資格)

第 4 条 フォーラムの会員（以下「会員」という。）は、第 2 条の目的に賛同し事務局への登録により、その資格を得た個人又は団体とする。

(退会)

2. フォーラムの指定する届出様式をもって、自著の記入による届け出により正式に受領した場合に退会を承認する。

(除名)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、企画運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 企画運営委員会が定める「フォーラムの運営ルール」等に違反したとき。
 - (2) フォーラムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項に関する企画運営委員会の議決については、総会に報告する。

第4章 役員

(役員)

第6条 フォーラムに次の役員を置く。

議長 1名

企画運営委員 10名以上 30名以内

監事 2名

(選任)

第7条 議長及び監事は会員の中から総会において選任する。

2. 議長に事故があるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。
3. 企画運営委員は第20条4項の規定に基づき選任する。

(職務)

第8条 議長は、総会を代表し、会務を統括する。

2. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 企画運営委員会及び事務局の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産並びに会計の状況及び業務の執行について、不正を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるとき、総会及び企画運営委員会の招集を請求し、又は第6章の規定にかかわらず、総会若しくは企画運営委員会を招集すること。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充てその任期は前任者

の残任期間とする。

(報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

第5章 顧問

(顧問)

第11条 フォーラムに顧問を置くことができる。

2. 顧問は、総会の承認を得て、議長が委嘱する。

3. 顧問は、フォーラムの運営に関する事項について、議長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第6章 総会

(種別)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 議長及び監事の選任

(2) 議題の採択

(3) 検討内容の採否

(開催)

第15条 通常総会は、毎会計年度1回、議長が招集する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 議長が必要と認めたとき。

(2) 第8条第2項(3)の規定に基づき、監事からの招集の請求があったとき。

(議長)

第16条 議長は、総会において会員の互選による。

(議決)

第17条 会員は、総会において各1票の表決権を有する。

2. 総会の議決は出席した会員の過半数をもって決するものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第18条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した会員は、前条第2項、次条第1項(2)の適用については、出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第19条 議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 企画運営委員会及びプロジェクトチーム

(企画運営委員会)

第20条 フォーラム及び次条に定めるプロジェクトチーム(以下「PT」という。)の運営に関する事項並びにその他議長が必要と認める事項について検討を行うため、企画運営委員会を設ける。

2. 企画運営委員会では、フォーラムの運営要領として「フォーラムの運営ルール」を定める。
3. 企画運営委員会は、総会に提出する議題、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、その他フォーラムの運営に関する重要事項について、決定する。
4. 企画運営委員会は、別紙のフォーラム準備会合委員及び次条第3項により企画運営委員会委員長が指名するPTの長(以下PT長という。)で構成し、必要に応じて、企画運営委員会委員長が会員の中から委員を委嘱できる。
5. 企画運営委員会委員長は、企画運営委員の互選による。
6. 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(PT)

第21条 フォーラムは、第3条の活動を具体的かつ効果的に実施するため、PTを設けることができる。

2. PTの設置及び審議する事項(以下「ミッション」という。)は、企画運営委員会において定める。

3. PT長は、会員の中から企画運営委員会委員長が指名する。

4. PTは、会員の中でPTへの参加を希望する者から構成し、議長またはPT長が必要と認めた場合は、会員以外も参加できる。

5. PTの開催回数及び開催場所は、PT長が調整する。

6. PTの議事報告及び結論は、課題、問題点等もあわせてPT長がとりまとめ、総会及び企画運営委員会に報告する。

7. PTは、ミッションを終えた段階で、企画運営委員会の承認を得て、閉会・解散する。

(設置要綱の改正)

第22条 本要綱の改正及びフォーラムの運営に関し必要な事項は、企画運営委員会委員長が企画運営委員会に諮って定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第23条 フォーラムの財産は、活動に伴う収入、雑収入、寄付及び助成をもって構成する。

(財産の管理)

第24条 フォーラムの財産は、事務局が管理する。

2. フォーラムが解散する場合に残余財産があるときは、その処分は総会の議決により定める。

(財産の支弁)

第25条 フォーラムの経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第26条 フォーラムの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事務局が作成し、毎年会計年度の企画運営委員会における議決を経るものとする。

(事業報告及び決算)

第27条 フォーラムの事業報告及び決算は、事務局が、毎年会計年度終了とともに事業に関する書類を作成し、企画運営委員会開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2. 監事は、前項の書類を受領した時は、これを監査し、監査報告書を作成し、企画運営委員会に提出して、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 フォーラムの会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第9章 事務局

(設置等)

第29条 フォーラムの事務・会計を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第30条 事務局には常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 設置要綱
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び事務局員の名簿
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な帳簿及び書類

第10章 情報公開

(情報公開)

第31条 総会、企画運営委員会及びPTの会議は原則非公開とするが、審議事項その他はウェブ等により公表する。

なお、審議結果の公表にあたっては、課題、問題点等も合わせて公表する。

2. 情報の公開に際し、個人情報の保護に留意し、漏洩、滅失、ひき損の無いよう管理しなければならない。

附則

(施行期日)

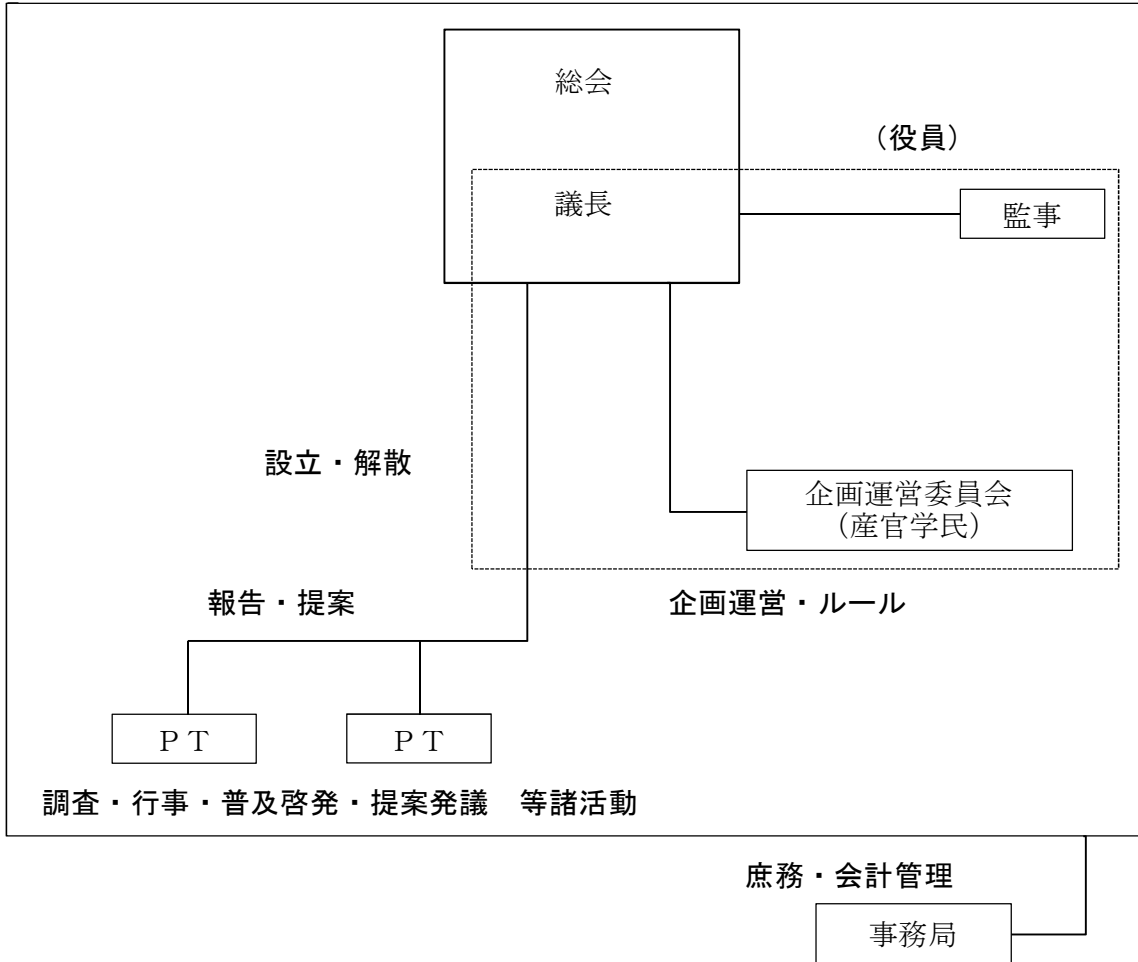
第1条 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日前日までに、第2条の目的に賛同し、熊本県沿岸域再生官民連

携フォーラム準備会事務局へ会員登録を行った個人又は団体は、第4条の会員資格を得たものとみなす。

熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム の組織



フォーラム準備会合委員

20 個人又は機関

○大学研究機関有識者

熊本大学 名誉教授 滝川清

熊本大学 理学部 准教授 中田晴彦

熊本高等専門学校 八代キャンパス 准教授 上久保 祐志

崇城大学 学長 中山 峰男

東海大学九州キャンパス熊本教養教育センター 主任教授 福崎 稔

○県

熊本県環境生活部（環境立県推進課長）

熊本県農林水産部（水産振興課長）

熊本県水産研究センター（所長）

○市町村・団体

八代市（市民環境部環境課長）

八代市（農林水産部水産林務課長）

荒尾市（農林水産課長）

熊本県漁業協同組合連合会（指導部長）

○民間団体

NPO 法人みらい有明不知火（理事長）

やつしろ里海ネット（代表）

熊本県測量設計コンサルタンツ協会（専務理事）

熊本県漁港建設協会（支部長）

熊本県港湾建設協会（会長）

○熊本県沿岸域に係る国の機関

国土交通省 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所（所長）

環境省九州地方環境事務所（環境対策課長）

環境省九州地方環境事務所（野生生物課長）

フォーラム準備会合オブザーバー

3 機関

農林水産省 水産庁 九州漁業調整事務所 (資源課長)

農林水産省 九州農政局 農村振興部 (地方参事官)

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 (副所長)